

「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告（案）の意見募集 に対して寄せられたご意見及びそれに対する対応（案）

※ 1 意見募集の期間（平成 19 年 1 月 15 日（月） ～ 平成 19 年 2 月 13 日（火））

※ 2 公開の基準等

- ・事務局に寄せられたご意見、全てについて、誤字等を含め、原則、原文のまま掲載した。
- ・個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）については割愛した。
- ・ご意見の本文において、機関名が特定できるような情報については、原則、伏字とした。

No.	ご意見	対応
1	【大阪府 会社員】 ①緊急地震速報の活用イメージを膨らませるために、内閣府で被害想定等を実施している東海地震、東南海・南海地震、首都圏、中部圏、近畿圏直下での地震発生時の緊急地震速報のイメージ（各地の予測震度と緊急地震速報の発令イメージ）を示して欲しい。 ②「緊急地震速報」と「震度速報」の区分が一般の方には困難と思われる。テレビ等で情報を配信するとのことだが、「緊急地震速報」が流れ、約2分後に「震度速報」が流れることとなるが、名称が似ており区分が困難。⇒あくまで、P波、S波により震度を予測するので、「地震予測速報」という名称にしては？	ご意見ありがとうございます。 ①について ご意見にある資料につきましては、今後の周知・広報活動のために作成し、気象庁のホームページ等で公開させていただきます。 ②について ご提案の名称は、「地震予知」と誤解されるおそれがあり、適切ではないと考えます。 なお、「緊急地震速報」が、震度を推定する情報であり、「震度速報」などと異なるものであることについては、今後も、周知・広報を図っていきます。

No.	ご意見	対応
2	【大阪府 不詳】 一般のサイトに専用の HTML ソースを載せていれば地震があったとき速報が出るようにしてほしい。	ご意見ありがとうございます。 インターネットを利用して情報を伝達する仕組みについてはすでに実用化されています。今後も、さまざまな事業者により、新しい情報伝達手段等が開発・実用化されるものと考えます。

No.	ご意見	対応
3	【三重県 公務員】 小中学校への一層の拡大について、施設への緊急地震速報の活用は放送設備との直結が不可欠であるが、それには整備に多額の費用がかかることから、今後普及には国による交付金・補助金等の創設が不可欠であると思われます。 また、緊急地震速報という情報の公益性から鑑みても、地方自治体へのデータ配信については無料とすべきです。	ご意見ありがとうございます。 放送設備については、施設の状況によっては安価にできる場合があり、また、校内LANを活用するなど校内放送設備を利用する以外の方法も考えられ、必ずしも多額の費用を要するものとは考えていません。 また、利用の普及についても、緊急地震速報の有効性を広く認知させるなどさまざまな方法があり、必ずしも補助金・交付金等の創設が不可欠とは考えていません。 なお、緊急地震速報の情報料については、気象庁からは無料で提供されていますが、配信にかかる経費が発生することについてはご理解ください。

No.	ご意見	対応
4	【三重県 中日本高速道路(株)中部地区 津保全・サービスセンター】 ○緊急速報の提供手段としては、本線にある情報版やハイウェイラジオ等の交通情報メディアが有効（但し、交渉・検討は本社や中部地区管制センターでの対応になるのか？） ○上記の場合、情報の伝達時間と処理、提供時間の短縮が大きな課題となりうる。10秒前後の間でどこまでお客様に提供できるのか。情報板等への活用の最大の課題。 ○運転手への啓蒙活動は、徹底が必要。 ○速報を聞いたお客様が長大橋やトンネル内で緊急停止する事により、崩壊などによる二次災害にあわないように、安全な場所まで徐行し後続車との安全を確保し停車。といった文言の追加も検討願いたい。 ○高速道路上で、速度をゆっくり落とし停車してもらうのは大切な事である。しかし、路肩側が確実に安全であるとは限らない。（高盛土部は斜面の滑落の危険性も考えられ、それに巻き込まれる恐れもある。切土部であればより安全か。）したがって、路肩へ停車という指導は危険因子が含まれうる。 ○強い揺れが来る地域の提供では、どの程度信憑性があるのか不明確。人による判断の差が生じやすくなる要因になりうる。将来的な精度向上を切に願う。数秒でも心強いシステムだと思う。 以上、よろしくお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。 ・ご意見を踏まえ、自動車運転中の具体的な対応行動の指針の2つ目について、「ハザードランプを点灯・・・できるだけ安全な方法により、道路の状況を確認して安全な場所に停止させる。」と修文します。 ・ご意見は今後の実用化に当たっての参考にさせていただきます。

No.	ご意見	対応
5	【岐阜県 団体職員】 緊急地震速報の情報提供について感想を述べます。 この制度は、地震が起こるであろう数十秒前に、その地域の人に知らせることができるという地震に対して心構えと対策を講じれるシステムでとてもよいものと思います。 企業側からはの意見として以下の事を述べます。 ①従業員へのこの地震速報における対策マニュアルを国レベルで構築していただくこと。 ②集客が大きい百貨店などでは、一般人がパニックになる恐れがあるので、常日頃からテレビや新聞等で速報を受けた時の対応やとるべき行動を宣伝していただくこと。 よろしくお願いします。 以上	ご意見ありがとうございます。 ①について 集客施設における「まず身の安全を確保する」という部分の具体的行動のあり方は、それぞれの施設によって事情が異なると考えられることから、各施設の状況を把握している施設の管理者が、基本的には地震発生時の対応に準じて、従業員及び利用者の双方の行動のあり方について作成していただくこととしています。 ②について 中間報告以降の進捗状況では、「広く国民への緊急地震速報の提供開始のためには、緊急地震速報の特性や限界、また、利用者がとるべき行動等について、十分な周知を行うことが特に重要」としているとおりであり、今後とも、気象庁及び関係機関が連携して周知・広報活動に努めていく必要があると考えます。

No.	ご意見	対応
6	【東京都 会社員】 意見 1 別紙 2「一般向け緊急地震速報の利用の心得（案）」には、家庭、不特定多数の者が出入りする施設、屋外、自動車運転中の 4 つのみが記載されている。また、試験運用の拡大について、小中学校での試験運用の拡大について言及されている。よって、特定多数の者が出入りする小・中学校等の教育施設についても、【さまざまな場面における具体的な対応行動の指針】として例示をしては如何か。 意見 2 「認知度向上に向けた取り組み」について、具体的な広報活動としていくつか挙げている。例えば大規模小売店等において緊急地震速報の受信をしているところには、その旨を表示する等（具体的なロゴやマークを決めて来店者等にアピールする仕組み）を追加・提案しては如何か。 意見 3 今回の報告書は、一般向けに対してかなり深く記載した内容となっているが、今後の展望と課題として企業における緊急地震速報の利用についても記載することが望ましいと思われるが如何か。	ご意見ありがとうございます。 意見 1 について 小中学校等においても、児童・生徒がとるべき対応の基本は、家庭における対応と同様と考えています。ご意見を踏まえて、家庭での対応行動の指針に、「家庭での対応行動の指針がすべての場面での基本である」ことを明記しました。 意見 2 について 今後の参考にさせていただきます。 意見 3 について 企業における利用については、企業毎に利用形態がさまざまであると考えますので、個別の記述は行わないこととします。

No.	ご意見	対応
7	【香川県 団体職員】 中間報告以降の進捗状況について（案） 4 ページ 緊急地震速報を知っている人は約70%とのことですが、周囲の者に尋ねたところ半数以上が知りませんでした。（サンプル数が少ないことはありますが・・・）アンケートでは関東及び中部地方のサンプルが全体の半数以上を占めており、地方によっては認知度にかなり格差があるのではないかと思います。 7 P テレビでの発表基準について、地方名、県名、地域名の中から、最適な表現をその都度選択する…とありますが、地域名とは市町村を表しているのでしょうか？視聴者が瞬時に情報を把握（認識）する必要性からすれば細かいエリア表示は必要ないのではないのでしょうか。 7 P ラジオ放送では報知音の統一も検討されているようですが、とても重要なことだと思います。テレビについても視聴者は画面を必ずしもみていないこともありますのでアラーム音は重要だと思います。音を利用できるメディアでは全共通の報知音を使うことで、人の注意を惹きつけるだけでなく、その時点で緊急地震速報だと認識できるようにすればよいのではないかと思います。 9 P 記載の通り、施設内の利用者の不適切な行動は相当の混乱を招く恐れがあると思いますが、その施設の特性等もあって一概に言えない面もある気がします。施設管理者の認識を高めることができれば、あとは委ねてもよいようにも思います。積極的に知らせた方がよいとの記載がありますが、施設利用者および施設管理者に「心得」が浸透するまでは慎重である	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のとおり、緊急地震速報の認知度について地域的に差があるため、全国的な周知・広報が必要であることについて、2（3）アに記載しています。 可能であれば、視聴者の方が自分が対応の必要があるかどうかを瞬時に把握できるような適切な表現が望ましいと考えます。 いただいたご意見は、実用化に当たっての今後の参考にさせていただきます。

No.	ご意見	対応
	方がよいように思います。 この件とは直接関係ありませんが、耐震偽装の問題等で建物内が必ずしも安全とはいえないという感覚ももつようになってきているようにも思います。情報を受け取った人の行動に影響を与えるかもしれません。 10P 全国一斉の訓練は有効のように思います。人の意識に刻むため、小中高、教育の現場で認知度を高める教育又は訓練がある程度繰り返し行われることが最も重要だと思います。	

No.	ご意見	対応
8	【東京都 会社員】 ・どういう場面で遭遇するかによって取るべき対応も違ってくるため、想定されるさまざまな場面での具体的な行動指針を示している点は非常に評価出来る。 ・この指針を参考に、どう行動すればよいかについて日頃から考えておくことが万一の場合の備えになると思う。 ・企業、施設管理者としては、建物・施設毎に耐震化状況等を踏まえた対応の行動指針を定めて広く周知しておく必要があると思われる。 ・また、慌てないために、定期的な訓練が是非必要だと感じた。	ご意見ありがとうございます。 ご意見のとおり、緊急地震速報を有効に利用するためには、定期的な訓練が重要です。 いただいたご意見は今後の周知・広報等を行うに当たっての参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
9	【香川県 公務員】 2. 不特定多数の者が出入りする施設（別紙2－3） 当館は耐震化されていますので安心ですが・・・・の記述がありますが、一般の利用者は、その建物が耐震化されているかどうか分からないのが普通です。また、施設の管理者は、分かるかもしれませんが、従業員はマニュアルが作成されてない限り分からないのではないかと思います。 耐震化のできている施設に仮に「耐震マーク」など、表示するよう、今後の緊急地震速報の周知についての取り組みの中で、関係機関と連携して検討されたらどうでしょうか。 どこかの県で取り組んでいるようなニュースを聞いたことがあります。 ちなみに私がおります〇〇事務所は昭和 56 年の建築基準法の改正以降（平成 10 年 1 月供用開始）ですので、耐震化されております。耐震化している旨の表示は残念ながらありません。	ご意見ありがとうございます。 耐震化されている施設の表示等は、緊急地震速報のためだけというのではなく、地震対策全般にわたるものであると考えます。 なお、例え耐震性が不十分であっても、緊急地震速報を利用して倒壊する建物から外へ脱出することは極めて困難です。このため、緊急地震速報を利用した最善の行動は、その場で、身の安全を図ることであると考えます。

No.	ご意見	対応
10	【新潟県 新潟県県民生活・環境部文化振興課】 標記の件につきまして、新潟県の不特定多数の者が出入りする施設の管理担当として、「一般向け緊急地震速報の利用の心得（案）」の内容を課内で検討した結果、次のような意見がありました。 1， P 2 「2 不特定多数の者が出入りする施設（1）施設管理者」について県の地域防災計画では、地震発生における施設の災害予防で、「各テナントにおける避難等の協力徹底」「テナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底」が記載されています。施設管理者として、施設内の来館者への緊急対応として、「施設内にある各テナント等への避難等の協力、通報連絡・避難誘導体制の徹底」を追加してはどうでしょうか。 2， P 2 「2 不特定多数の者が出入りする施設（1）施設管理者 イ 施設利用者の対応の周知」の部分で、下から5行目「これまでに策定されている地震時の対応例」と記載されていますが、対応の具体例を挙げて記載するとよりわかりやすくなると思います。 3， 同じく P 3 の上から2行目「移動体通信等」と記載されていますが、これは携帯電話のことを指しているのでしょうか。補足や注記等があれば、よりわかりやすいと思います。 以上、3点について、意見をお送りします。よろしくお願いします。	ご意見ありがとうございます。 1， について ご意見の「各テナントにおける避難等の協力徹底」については、施設管理者が「自らの施設の特性を考慮」する時に考慮されることと思いますので、特に明示しての記述は行わないこととします。 2， について 地震時の対応の具体例の記述ですが、一般的な大地震の時の心得は（参考）として掲載しているところです。各施設では、これまでも「自らの施設の特性を考慮」して地震時の対応を策定されているところと考えられ、また、それは施設の特性により様々であると考えられますので、個別具体的な記述は行わないこととします。 3， について 携帯電話以外にも PHS もありますの

No.	ご意見	対応
		で、ここでは移動体通信という表現をしております。「移動体通信(携帯電話、PHS 等)」との表現では長くなるため、原案のとおりとします。

No.	ご意見	対応
11	【香川県 会社員】 ○全般 ・「緊急地震速報」の名称について、検討会等で使う場合はこの表現でもよいが、テレビなどで表示する場合は、現在、地震発生後にテレビなどで震源や震度などを表示している「地震情報」と混同する可能性があるので、「緊急地震警報」、「緊急地震注意報」、「緊急地震予告」などの表現が適当では。（これから起こる事象を表示するので、気象情報と同じく、警報、注意報などの表現がわかりやすい） ・この情報は、きちんと発信され、それに基づき人々が適切に行動すれば、地震による人的被害を軽減できる可能性のある非常に有用なものである。しかし、いくらいい情報を発信しても、それを受診する人が少なければ意味がない。心得の検討や認知度の向上も大切であるが、この施策の趣旨は、より多くの人が情報を得て、机の下等に隠れる、火の始末をするなどして、被害を軽減することにある。多くの人に広く情報提供できる仕組みを作る必要がある。 （例えば） ・携帯電話でも情報がタイムリーに受信できる ・携帯可能で安価な専用情報受信端末の普及（ポケットベルサイズ） ・町内放送等で町中にも放送される ・ビルや集客施設などで、施設管理者が利用者に周知する仕組み （パニックを恐れるあまり、周知しないことによる逆の効果） ○目次 i ・ 2.（3）認知度の向上・・・9 → P 1 0 が正 ・ 2.（5）提供開始時期・・・1 1 → P 1 2 が正	ご意見ありがとうございます。 ○全般について ・テレビなどによる表示については、別紙 1 で示した表現例を参考に、各テレビ局等で判断されるものであると考えます。なお、緊急地震速報は大きな揺れが始まる前にお伝えすることを目指すものですが、地震が発生したことの速報であり、強い揺れに間に合わない場合もあることから「警報」等ではなく、「速報」としています。 ・情報伝達手段については、これまでも、さまざまな仕組みの開発が進められており、今後もさらなる技術開発が進められるものと考えます。 ○目次について ・ご指摘を踏まえ、修正しました。 ○別紙 1－1 について ・テレビの表現例については、国民に

No.	ご意見	対応
	○別紙１－１ 放送における表現の例 ・「緊急地震速報」という表現を入れるか否かは、各テレビ局の判断 → 各局の判断にすると表現が異なる可能性があるので、表現は統一しておくべき。 - 一刻を争う情報であるので、国民によりわかりやすく、どの局を見ても同じ内容が表示されるようにすべき。 ○別紙２－４ 対応行動の指針（自動車運転中） ・参考資料８の実験で追突したケースがあったから、「あわててスピードを落とすことはしない。」という表現にしていると思うが、ゆっくり減速している途中に道路にひび割れや陥没が発生する可能性もあるし、後続車は先行車に注意を払い、車間距離を十分とる義務があるので、この表現はおかしい。いくら頭で理解していても、緊急の時にはとっさに急ブレーキは踏んでしまうと思う。一般道を走行中に急に子供が飛び出してきても、後続車の追突を避けるために、ゆっくり減速せよというのと同じである。「周囲の車に注意しながら、出来るだけすみやかに停車する」でよいのでは。 ○参考資料４ 周知・広報 ・リーフレットの表で、東海から東方の地図を使用しており、西日本が入っていない。 - 今後、東南海・南海地震の発生確立も高まっていること、また、全国民の意識を高める必要があることから、日本全土が入った地図とすべき。 ・マスメディアや講演等での周知も大切であるが、どうしても対象が限定されるので、全国民に周知するのであれば、自治体等を通じ、全家庭にリーフレットを配付すべき。	より分かりやすくすることが必要であると考えますが、放送内容については最終的に各放送局の判断によることについてご理解ください。 ○別紙２－４について ・緊急地震速報は震度５弱以上が推定された場合に発表されることから、緊急地震速報を受信した場合でも、実際にハンドルをとられたり、道路にひび割れ等が発生することは、非常にまれです。このため、無用の事故を防止するためには、あわててスピードを落とさず、まわりの車に注意を促すことが重要であると考えます。 ○参考資料４について ・ご意見については、今後の参考にさせていただきますが、予算に限界があることはご理解ください。

No.	ご意見	対応
12	【東京都 会社員】 I. 「一般向け緊急地震情報の利用の心得」についての意見 1. 「具体的な対応行動の指針」は4つの区分で記載されているが、「不特定多数の者が出入りする施設」に関するものが異常に詳細であり、バランスを失っている。もっと簡素化すべき。 2. その逆に「屋外」の項については、記載の2例だけでなく、次の項目も加えて充実をはかるべきと考える。 ・電車に乗車中のとき ・地下鉄に乗車中のとき ・エレベータ内のとき 等 3. 「自動車運転中」の項では次の内容を加えるべき。 ・自動車から避難するときは、ドアロックはせず、キーをつけたまま離れる。 II. その他の意見 1. 緊急地震速報の周知に継続的努力を払うべきである。この言葉を聞いた瞬間に身の安全を図る行動に移れるかどうかポイントであり、この情報の意味を知らなければ意味がない。 2. 利用の普及について「利用者協議会」の検討を待つが、企業の立場からすれば、工場な	ご意見ありがとうございます。 I. 1. について ・緊急地震速報の提供により、最も混乱の懸念されるのが、不特定多数の者が出入りする施設及び自動車運転中であると考えられます。特に、不特定多数の集まる施設において、混乱等を防止するためには、施設管理者の対応も重要であるため、具体的に記述しているのでご理解ください。 I. 2. について ・ご意見を踏まえ、「鉄道・バスに乗車中」、「エレベーター利用中」の対応行動の指針について記載しました。 I. 3. について ・いただいたご意見は、大地震が発生したときの心得であり、緊急地震速報の利用の心得ではないと考えます。 II. について

No.	ご意見	対応
	ど全エリア放送のシステムと直結した情報伝達ができないかとの思いがある。また、複数の企業が入居するビルにおいては、その管理会社に全館放送に直結することを義務づける等々の施策が必要ではないか。	・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
13	【東京都 会社員】 3. 今後の展望と課題 でもあまり触れられていないのですが緊急地震速報の伝達方法についてはできるだけ早い時期に 国民共通の音（警報音）を決めるべきと思います。 テレビでのテロップ表示は テレビを見ている人にしか効果なくラジオの音声放送は聞き取れない場合があります。 不特定多数の人が集まるショッピングセンターなどでその施設特有の警報音や音声放送で知らせることは時間がかかり貴重な時間をロスするなど 問題があります。 火災警報音が法制化されているように緊急地震速報も わずかな時間を有効に使うためにはその警報音については 日本語放送ではなくその場所で聞けば直感的に余裕時間と揺れの強さが理解できる警報音を決め 各用途で 統一して使うべきだと思います。 その警報音は、人々を驚かすものではなく地震を迎え撃つ”勇気が沸きあがり軽やかに行動できるような・・・ 例えば 突撃ラッパやファンファーレのような音が望ましいと思います。 地震に立ち向かう勇気が沸く ということをコンセプトに検討していただきたいと思います。 音程や繰り返しピッチで揺れの強さや余裕時間をおよそ表すことができるような音にするべきです。	ご意見ありがとうございます。 国民により緊急地震速報を分かりやすく伝達するという点では、報知音の統一は有効であると考えますが、一方、利用者によっては、独自の伝達方法が有効な場合もあると考えます。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
	日本語音声は よほどゆっくり発音しないと 聞き漏らします。 被害を減らす という本来の警報の意味を失うことになります。 広域放送で用いる場合と 集客施設や駅などで用いる音は区別するべきと思いますが基本的には全国统一されてこそはじめて効果を発揮することができるのではないのでしょうか？ この警報音が日本中に流れ皆が理解するようになることを目指さないと本来の数秒の減災効果を 大きく損なうことになりせっかく優れたシステムも 十分役に立たないことが予想されます。 ぜひ 警報音の統一を 強く指導する文章を答申にも盛り込んでいただきたいと思います。 また 利用者協議会の中でも 積極的に取り上げてください。 日本語放送や カウントダウン放送は 聞き取れないこともあり実際には使い物にならないと思います。 ご検討下さい。	

No.	ご意見	対応
14	【神奈川県 伊勢原市消防本部防災課】 一般向け緊急地震速報の利用の心得（案）別紙 2 [2 不特定多数が出入りする施設]別紙 2－2 について 伊勢原市は、地震防災対策強化地域に指定されており、不特定多数の出入りする施設を中心に一定規模以上の施設及び事業所は、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画を策定しなければなりません。 「一般向け緊急地震速報の利用の心得（案）」では、不特定多数の者が出入りする施設の施設管理者は、緊急地震速報の有効活用と、対応マニュアルの作成が明記されていますが、この対応マニュアルと当該地震防災計画は整合させる必要があるのでしょうか。 本市が強化指定地域外であれば、問題が生じないと考えられますが、既に地震防災応急計画を提出した事業所等における緊急地震速報を活用する場合、計画との整合は必要なしと解してよろしいでしょうか。 また、消防法に基づく消防計画や危険物施設等における予防規定等においても同様に地震対策の計画を定めています。	ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報の対応マニュアルは法令に基づいたものではありませんが、緊急地震速報が有効に活用されるためには、法令で定める各種防災計画と整合がとられたものであることが望ましいと考えます。 なお、地域防災計画との関係は、各地方公共団体で判断されるものと考えます。

No.	ご意見	対応
15	【東京都 八重洲地下株式会社】 地下街に限らず、地下空間施設内では、密閉感が強く、方向感が不確実で地震に対する不安感が一般には強い。 緊急地震速報は、大きな揺れが来ることを事前に知らせる情報であり、施設利用者にとって有効なシステムであるといえる。 地下施設は、健常者だけではなく難聴者や視覚障害者の利用もある。そこで放送に加え、共通の発報音と発光により大きな揺れが来ることを知ってもらうことも一つの方法である。全国の地下空間施設で、共通の音色、リズムで音声信号を発するとともに、共通の光種とリズムで発光させることにより、難聴者や、視覚障害者も対応しやすいものとする。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、今後の緊急地震速報の普及に当たっての参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
16	【東京都 会社員】 〔懸念及び改善点〕 1. <別紙2>全体のタイトル「緊急地震速報の利用の心得」との表現に、一部、誤解を招く懸念があります。 それは、「利用」という単語の使用が、文中での施設利用者の「利用」と混同しやすく、全体の理解に干渉をしています。 実際に、本文中では、「緊急地震速報の利用」との表現をとられている場所は、表紙の1ページ目のみであり、むしろ一般人の目からは、「緊急地震速報の活用の心得」との表現にした方が理解しやすいと思われます。 「利用」を「活用」に変更することにより、施設利用者との混同もなくなり、全体の文章としても、より読みやすくなります。 2. <別紙2-3>の上から8行目からにある、「地震発生時に注意を要する必要性が高い場所を利用者に分かるように事前に明示しておくことも一つの対応である。」との表現については、慎重な言い回しで提言されていることは理解できるが、実務上は極めて困難であり、できれば避けたいところです。 むしろ、危険な場所などについては、日常のPRにて、周知させておき、(放送の例)にも記載されているように、放送の時に、再度、危険な場所から離れてください、とのPRを行うというのが良いのではないのでしょうか。 したがいまして、上記の記載は削除された方が良いかと思います。	ご意見ありがとうございます。 1. について 言葉の問題ではあると思いますが、「利用の心得」の方が適切ではないかと考えます。なお、誤解を招かないため、施設の利用者については、すべて「施設利用者」と記述することとします。 2. について 実務上困難な場合もあるかも知れませんが、例えば地震時に割れるおそれのあるショーウィンドウのそばや、倒れるおそれのある展示物などを事前の明示しておくことは緊急地震速報を有効に利用するための一つの対応であり、その例示であるので、記載することとします。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ「地震により転倒するおそれのあるものの近くなど、地震発生時に注意を要する必要性が高い場所については、日常から

No.	ご意見	対応
		一般的な注意喚起を行うほか、施設利用者に分かるように、具体的にその場所を明示することも対応の一つである。」と修文しました。

No.	ご意見	対応
17	【大阪府 団体職員】 はじめに、資料をいただいたのが2／7で、締め切りが13日ということであり、部署内で意見調整する時間も無いので、「一般向け緊急地震速報の利用の心得（案）」を読ませていただいた、私たち管理担当の意見として述べさせていただきます。 地震に対する基本的な考え方としては「心得（案）」の中で謳っているとおりであり、まずは、「あわてず、さわがず」が基本であると思います。私ども〇〇のように入場人員一万人を超える集客施設の場合には、たった一言でパニックが起きる可能性がありますので、情報の告知にはそれを受ける側（観客）の十分な理解と経験が必要かと存じます。 文中でおっしゃるように、最近は移動体通信機器等を利用して、施設管理者を経由せず直接緊急地震速報を入手する可能性を考慮すると、緊急地震速報が発信されたことを積極的に観客に知らせた方が混乱防止に有効かもしれません。施設管理者側よりも観客の方が先に情報を知った場合、その客にもよりますが、得意気に情報をまき散らす可能性が大であり、その場合パニックを引き起こす原因となります。そういったことを考えるならば基本的には告知するべきでしょう。しかしながら、コンサートや芸術文化活動の最中に情報告知を行うことは現時点では催物の主催者の判断が必要であり、施設管理の立場的には告知の前に各扉を開放する必要性を感じますが、残念ながらそのような時間は無いでしょうから、開演前の開場時間中に場内放送によって地震の場合の対応マニュアルを認識させておくことがベストではないでしょうか。 以上、取り止めのないことを申しましたが、この資料をまとめられた皆様もおわかりのように、地震による被害も怖いですが、群集心理から生まれるパニックだけは起こさないようにすることが私たち施設管理者としての使命と思っておりますので、その点を十分考慮したマニュアルの必要性を感じます。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、今後の緊急地震速報の周知・広報を行ううえでの参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
18	【大阪府 パート】 （１）家庭の主婦が緊急速報に慣れることは、有り得ないと想定するべきです。 大企業の職場内では、火災訓練を年に１回程度行います。但し、そのことで女子従業員に防火の実技技能習熟を期待などいたしません。家庭内の孤独な主婦が、生涯に一度有るか無いかの地震に備える訓練に慣れることを期待するのは誤りです。個人的にも一度、大企業の中で出火の現場に遭遇した経験がありますが、小生が消火行動に走った以外は、誰も行動に移れた者は男女を問わず、存在しませんでした。非常時のとっさの判断を家庭内主婦の責任と定義するのは無責任です。 （２）家庭内では子供の安全を守る親の行動が必然であり、最優先です。 家庭内に主婦と幼児が存在する時に地震が発生したならば、母親は子供の安全以外に何も考えないでしょう。絶対に倒れない大きな家具を確保しておいて、その近くに親子で身を隠す程度以外に緊急速報の時間内で可能な行動は無いと思われます。事前に最も安全な場所を作っておき、非常時はそこへ全員が逃げ込む。家庭内では、それだけで全てではありますまいか。 （３）行政は、家庭と学校内児童の安全確認情報を保証する責任がありましょう。 緊急速報を考える前に、地震発生時の、学校から家庭への安全確認手段を保証されていないのが不思議でないですか。親は、子供の安否を知らされずしてどんな行動もとれないでしょう。 （４）個人住宅の耐震強度が不明な状態で、危険情報が先行されるのは無責任です。 自宅が崩壊しなければ、使用中の火を消す以外に家庭内で為すべきことはありません。安全な場所に身を潜めるだけです。自宅崩壊の危険性が高ければ、子供を連れて屋外に飛び出さざるを得ません。その判断基準無くして、緊急速報を先行させるのは、家庭内の住人に混乱を与えているだけです。	ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報は、国民一人ひとりが自覚を持って適切に活用できるよう努めていくことが必要あり、今後、そのことについての周知・広報を進めていく必要があります。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
	本質的には、木造個人住宅であれば、家屋倒壊に耐える避難場所を住宅内に作る政策が優先されるべきと考えます。小さな鉄骨構造体を台所等に作れば大地震以後の緊急事態に備える備品対策も容易です。	

No.	ご意見	対応
19	【東京都 会社員】 1. 「一般向け緊急地震速報の利用の心得（案）に関する意見」 （１）記載内容は複数の施設を有する企業としてやるべきことが的確且つ簡潔に纏められており、特に意見はありませんが、気付き事項をいくつかコメントさせていただきます。 （２）心得（案）記載のマニュアルや行動指針を作成するに当たり、前提条件となる緊急地震速報の提供方法が現時点では未確定（今後確定したとしても必ず事前に情報を入手できる可能性は限りなく低い）（※）ため、全て「仮に情報が事前に入手できたとしたら」という条件がつくと考えられる。この実効性の不確定さがマニュアルの作成、完成したマニュアルの定着、定着のための訓練等を行ううえでの障害となる可能性が大いにあると考えられる。 （※）現時点の提供方法（案） 中間報告によれば、テレビ・ラジオ及び市町村防災無線からの放送が主体。但し、テレビ・ラジオは視聴している場合に限定されるため、「全国瞬時警報システム」（J-Alert）の早期の全国的な普及が期待されるとともに、将来的には最新の通信技術を活用し、例えば携帯電話等の移動体通信により、24時間常に緊急地震速報を入手できる環境が実現される事期待されるとある。 （３）従い、企業としては、上掲の心得（案）記載の検討・対応を行うとともに、平行して耐震化を中心とした従来からの地震対策を大幅に加速することで、仮に大地震が来ても安心できる職場環境を整備することが何よりも地震対策として効果的であり、緊急地震速報が本格的に提供された後も対応を定める上での重要なキーポイントであることを改めて認識した次第である。 以 上	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のとおり、地震被害の軽減のためには、耐震化がもっとも効果的であると考えており、このことも含めて周知・広報を進めていきます。 なお、情報伝達手段については、これまでのさまざまな仕組みが開発され、実用化されてきており、今後とも、さまざまな事業者等により、技術開発が行われるものと考えます。

No.	ご意見	対応
20	【東京都 株式会社WOWOW】 当社は民放連加盟のテレビ局であり、「緊急地震速報」については民放連全体で取り組んでおります。 ただし、地上波各局とは違い、1つの電波で日本全国に番組を送る娯楽番組専門の衛星放送局です。現在、津波警報・津波注意報は放送しておりますが、地震に関する放送は震度6弱以上の場合以外は行っておりません。津波は予測でき、到達までに時間があるので、事前告知が可能ですが、地震は予測できず、被害を防ぐことが不可能であったためです。 「緊急地震速報」に関しては、視聴者の方を未然に危険から守ることが可能なため、放送をしていくことは当然の責務と認識しております。しかし、前述の当社の特徴と、地震の主要な揺れが到達する直前の放送であるという観点から、以下のような意見を持っております。 1. 「緊急地震速報」を放送すべき予想震度について 民放連では、予想震度が5弱以上で放送することを想定していますが、当社は以下のような理由で予想震度6弱以上の場合に放送したいと考えております。 ①地震速報の放送に接した方が避難するために有効な時間を持てる地域は、震央から数十キロ離れてしまい、それらの地域では震度は小さく、人体に及ぶ危険も少ない。 ②中間報告によると予想最大震度5弱以上の地震の発生は平均月1回強。地上放送局が流すのはその1割程度だが、全国放送の当社が全てを放送した場合、震央から遠い方は関心が薄く、速報が伝えられる頻度が高ければ「情報慣れ」のために避難しなくなる方が多くなる。 ③当社放送の映画やコンサートなどを録画される方も多く、それらの方のなかには、テロ	ご意見ありがとうございます。 1. 2. について 現在の緊急地震速報の技術では、震度6弱以上かそれ未満かについて、的確に判断できるレベルにないため、発表基準を5弱以上としたことについてはご理解ください。

No.	ご意見	対応
	ップで画面を汚されたと受け止める方もいる。 2. 自動送出の導入について 当社は〇〇社からの情報をマスター担当者が判断し、手動で送出するというのが当初のステップです。時間短縮のため、自動送出を行うことを検討中ですが、これには送出設備の改修が必要となります。更に、最大震度5弱以上で発表される情報のうち、6弱以上のものに限って自動で放送を行うには、当社専用のシステムを開発する必要があり、現在、技術局にて検討中です。 当社としては、震度6弱以上でのみリアルタイムで送出するという理想を実現するため、情報の提供そのものも震度6弱以上のものを区別できるような方法を望みます。 3. 提供される情報の内容について 地震速報を黙読するだけでも1～2秒を要し、音声で伝えるには数秒かかります。伝達時間が増えるほど、危険回避のための時間は少なくなります。そこで以下の点をご配慮いただきたいと存じます。 ①全国を約200の地域に分割して情報を発表するとあるが、できるだけ簡潔にお願いしたい。発生時刻、震央などはその刹那に必要とは思われない。 ②予測震度によってサイレン吹鳴のパターンをに分けて鳴らし、その後にアナウンスというご意見あったが、サイレンはなくし、1秒でも早く内容をアナウンスすべきだと思う。 ③「中間報告以降の進捗状況」別紙2-3、不特定多数の方が集まる場所での「放送の例」に、「報知音」の後にアナウンスとあるが、「報知音」は不要、「当館は耐震化されていますので安全ですが、念のため」も最初のアナウンスでは不要と思う。余震の度に被災者は大きな恐怖にさらされるので、説明的な事項は本震と余震の合間に行えばよい。「ただい	3. について ①放送に当たっては、別紙1の示すものが標準的なものと考えていますが、これを参考に、各放送局において最終的にご判断いただくものと考えています。 ②、③アナウンスの最初の部分は、聞き落とすおそれがあるので、注意を引くための短い報知音は有効であると考えます。また、報知音を統一することで、より効果的な伝達が期待されると考えます。 アナウンスの内容については、施設ごとに施設の特徴を踏まえて、検討されるものであると考えますが、恐怖感を与えないようなアナウンスにすることも重要であると考えます。 4. について ①放送に当たっては、情報受信時にその内容に応じ、最適な表現を選択できるようなプログラムを事前に作成し

No.	ご意見	対応
	ま地震が発生しました」も「地震です」でよい。 4. 放送における表現について（前項「4.」と関連） ①「中間報告以降の進捗状況（案）」の2－（1）には、「放送エリアおよび対象地域の広がり」を考慮し、地方名、県名、地域名の中から、最適な表現をその都度選択する」と書かれているが、その都度選択する時間的な余裕があるのか気になる。（当社は全国放送であり、別紙1－2に該当するので、対象地域は提供された情報のまま流せると思うが） ②「中間報告以降」の別紙1には「緊急地震速報」の文字は各テレビ局で入れるか否かを判断するとあるが、統一した方がいいのではないか。 ③同じく別紙1の「〇〇県で地震 強い揺れの地域 〇〇 〇〇・・・」という内容では、単なる臨時ニュースという印象を受けてしまい、これから地震が来るということが伝わりにくい。「間もなく関東南部、静岡東部に地震による強い揺れが到達します」というような警告が流れるべきではないか。 5. 緊急地震速報の利用の心得について 最も重要且つ難しい問題であり、専門の方々が研究し、議論されたものと思います。速報はそれを受けた人の対応が重要です。当社としては、毎年行っている消防・避難訓練や、災害対策マニュアルに取り入れ、普及に努めます。また、イベントなどを行う際には施設管理者の方との確認と、機材の万全な設置に努めたいと存じます。 以上、当社としての意見を述べさせていただきました。 なお、衛星放送では、地上から送出した信号の受信までにアナログ衛星放送では0.25秒、デジタル衛星放送ではさらに1～2秒前後かかりますことを申し添えさせていただきます。	ておく必要があると考えます。 ②統一することが望ましいと考えますが、最終的には放送局の判断によるものと考えます。 ③「間もなく・・・強い揺れが到達します」という表現は、放送より先に強い揺れが到達することがあること、また、強い揺れの到達する時間に幅があることから、適切ではないと考えます。 5. について 緊急地震速報の普及に対し協力いただける旨、感謝いたします。

No.	ご意見	対応
21	【東京都 朝日航洋株式会社】 1. はじめに 緊急地震速報の受信時に国民が瞬時に何をすべきか？何をすることで、被害が軽減できるのか？をしっかりと整理されていると思います。 しかし、速報受信時のパニックなどまだまだ国民の反発があるのも事実であります。そのような状況を鑑みますと、国民に対して「安心感を与える」ことに若干の弱さがあるように感じました。 2. 具体的には、 (1)数秒の間に人間ができる最大の防備の一例を整理したものであることをしっかりと認識させることが必要 (2)初揺が収まった後にも「緊急地震速報」が有効に活用できるものなのかも説明する必要性あり (3)公共機関・施設などの取り組みも一例として記載することが有効であると考えられる (4)緊急地震速報だけに限定せず、国の政策としての省庁連携の仕組みを記載することも有効であると考えられる (5)別の意味で国民を守るために「国の防災システム」は、どのように構築されているかを広く国民に説明する必要があるのではないか (6)対応行動の指針の中で ・家庭において火を消す、扉を開けて・・・とあるが、どこにいるかをまず設定して、一例を記載するほうが良いのではないか ・施設管理者向けの記載は、別にしたほうがよいのではないか	ご意見ありがとうございます。 2. について (1)(2)(3)今後の周知・広報に当たっての参考とさせていただきます。 (4)(5)ご指摘の事項については、本検討会の検討事項外と考えます。 (6)「一例を記載するのはどうか」というご意見ですが、利用の心得は、できるだけシンプルなもの望ましいと考えますので、施設管理者向けの記載も含めて、原案通りとさせていただきます。 (7)災害時要援護者の補助体制を含め、対応行動の指針については、利用者自ら考えていただくための一例として示しているものであり、すべてを網羅したものでないことについてご理解ください。 また、情報伝達手段については、これまでのさまざまな仕組みが開発さ

No.	ご意見	対応
	(7)社会的弱者（子供、ハンディキャップを持つ方、お年寄り）への伝達方法や、補助体制などを記載したほうが良いのではないか 3. その他の提案 (1)各地にある防災用などのスピーカーに、自動的に緊急地震速報が流れるような仕組みを作ることも有効であると考えられる (2)携帯電話の GPS 機能を活用し、速報受信時に危険地域にいる人間を速やかに非難させる仕組みを作ることも有効であると考えられる (3)津波が予想される場合は一刻を争うので、津波危険地域に優先的に知らせる仕組みを作ることも有効であると考えられる	れ、実用化されてきており、今後とも、さまざまな事業者等により、技術開発が行われるものと考えます。 3. について 今後の緊急地震速報の普及を進めていく上での参考意見とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
22	【東京都 会社員】 1. 家庭 ○過去の大地震の事例を見ますと、室内に散乱したガラス・陶器の破片や落下物による負傷が多く紹介されています。避難時にこうした障害物から身を守るため、『緊急地震速報を受信したら、スリッパや靴を手元に用意する』と心得に記載してはいかがでしょうか。 2. 不特定多数の者が出入りする施設 ○地震で緊急停止したエレベーター内に閉じ込められることを避けるため、以下を心得に記載してはいかがでしょうか。 ・緊急地震速報を受信したら、エレベーターには乗らない。 ・エレベーターに乗っているときに地震が発生した場合は、ただちにすべての階のボタンを押して最寄りの停止階で降りる。 3. 屋外 ○報告書に資料として添付されている「大地震の時の心得」にも『海岸でグラッときたら高台へ』とあるように、沿岸部では津波への警戒が必要です。『海岸近くで緊急地震速報を受信したら、高台や3階建て以上の堅牢な建物に避難する』と心得に記載してはいかがでしょうか。 以上の点は最終報告（案）の作成過程で既にご検討済みかもしれませんが、いずれも緊急地震速報の利用者が身につけておくべき知識と考えられるため、敢えてご指摘申し上げる次第です。	ご意見ありがとうございます。 1. について 余裕がある場合は、ご指摘の事項も適切であると考えますが、対応行動の指針は、まず身の安全を確保するための一例を示していることをご理解ください。 2. について ご意見を踏まえ、エレベーター利用中の対応行動の指針を記載しました。 3. について 津波からの避難は、緊急地震速報を聞いた時点ではなく、強い揺れを感じたときや、津波警報を聞いたときに行うことが適切であると考えます。 なお、海岸近くでは、緊急地震速報を聞いたときに避難の準備を行うことは有効であると考えます。

No.	ご意見	対応
23	【東京都 東日本高速道路株式会社】 【意 見】 1. 広報に関する意見 ◆本運用までに広報を十分に実施し、本運用後も継続して啓発を行っていただきたい。 ◆高速道路の休憩施設等への掲示用に「高速走行時での注意点」に関するポスター・チラシ等を作成していただきたい。 《広報で強調していただきたいのポイント》 ・『一般向け緊急地震速報 心得（案）』「4 自動車運転中」 特に、高速走行時に不用意に減速すると追突事故等を引き起こし危険である点を強調 ・停車する場合、盛土部では路肩側に変状が発生しやすいことや、トンネルの坑口付近では、落石や土砂崩れの恐れがあるので注意する点を案内 ◆参考資料8の「複数ドライビングシュミレータを用いた緊急地震速報の効果検証」の結果にもあるように、事故防止には心得の認知度が重要となるので、一般導入にあたっては参考資料5－1のような緊急地震速報心得の認知度調査を実施していただき、広報の効果を検証した上で導入していただきたい。 2. 本文に対する意見 ◆「別紙1 一般向け緊急地震速報の放送における表現の例」 あくまで例文ではあり、「緊急地震速報」という表示も各社判断となってはいますが、例文では通常の地震速報（すでに発生したもの）との区別がつきにくいように感じます。「強震到達予想区域」などとし、これから起こること（時間的な表現を含む）を示したほうが好ましいように思えます。	ご意見ありがとうございます。 1. について ◆今後の周知・広報の参考とさせていただきます。 ◆ポスター・チラシ等の作成については、関係機関の協力も期待します。ご意見は、周知・広報を行うに当たっての参考意見とさせていただきます。 ◆認知度の継続的な調査は必要であると考えますが、集中的な周知・広報を実施するためには、本運用の開始時期を早期に明確にする必要があると考えます。 2. について ◆緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に提供することを目指すものですが、地震が発生したことの速報であり、大きな揺れに間に合わないこともあることなどから、このような表現例としています。

No.	ご意見	対応
	◆「別紙２－４ 心得」 「屋外」に、落石やがけ崩れについて記載されていますが、道路でもそのような箇所があることをあらためて認識していただくうえで、 「・トンネル坑口付近や切土付近では崩落の危険もあるので、極力、その場所を避けて停車する」を追記してはいかがでしょうか。	◆ご意見の趣旨を踏まえて、「・・・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路の状況を確認して安全な場所に停止させる」と修文しました。

No.	ご意見	対応
24	【神奈川県 会社員】 緊急地震速報の本運用開始に係る検討会（最終報告案）につきまして、以下に意見（7点）を書かせていただきます。 意見： 《意見1》 緊急地震速報の一般向け配信にあたっては、不用意な混乱を招かないためにも、緊急地震速報とは何か？ということを十分に国民に周知してから実施すべきである。また、検討会等が特徴や限界を正しく周知せず一般向け配信を開始し不要な混乱が生じた場合においては、配信した緊急地震速報に対する責任は情報配信元あるいは「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」が全て負うべきであると考えます。 《意見2》 施設等の管理者だけでなく施設等を利用する個々人において、緊急地震速報の特徴と限界を理解しておくことが適切な行動につながると考えられます。その主旨より、別紙2冒頭の緊急地震速報の利用の心得にて、現行案の表現に加え、『緊急地震速報の特徴と限界を理解して行動する』等の記述追加とともに、特徴と限界の解説を追記していただきたい。現行案の解説では、「特性」にのみ触れており、「限界」に関する記述がありません。 《意見3》 別紙2にある「一般向け緊急地震速報の利用の心得（案）」の強制力・情報自体の責任の所在を明記していただきたい。内容の重要性からして、法整備を行い国民に周知するのが最	ご意見ありがとうございます。 《意見1》について ご意見のとおり、緊急地震速報の提供に当たっては、十分な周知・広報が必要であると考えます。なお、周知・広報は、気象庁の責任において関係機関の協力を得て行うものであり、検討会が行うものでないことについてはご理解ください。 《意見2》について 緊急地震速報の利用の心得については、できるだけシンプルなものが望ましいと考えるので、原案のとおりとします。なお、特性及び限界については、本文に記述しているのでそれをあわせて広報していく必要があると考えます。 《意見3》について 緊急地震速報は、基本的には各利用者が自覚をもって利用するものである

No.	ご意見	対応
	もよい方法と考える。 《意見4》 別紙2-2頁以降の「具体的な対応行動の指針」は、あくまで一つの例ということですが、緊急地震速報に対する責任の所在が不明確であり、施設管理者へ責任が偏重しているように思われます。（内容を拝見する以上、ゆれが来るまでの数秒間に施設管理者ができることはほとんどないと思われ、むしろ施設管理者の役割は、地震動に屈しない耐震化した建物を建築・保守することにあると考えます。）従って本心得（案）については、緊急地震速報の情報利用者である個々人が個々人の責任で行動するべきであるという主旨で、共通する一般的なポイント、項目を整理して示すものとしていただきたい。 《意見5》 別紙2－3の5行目、「地震時の行動(中略)を十分周知しておく」について、「十分周知」の内容について具体的な解釈を明記いただきたい。（例えば、地震時の避難場所についてポスターによる掲出を行った場合でも、十分周知していると解釈できるのか伺いたい。） 《意見6》 別紙2－3の6行目、「放送を行わないことを十分周知しておく」について、放送を行わないと言うだけで、施設利用者の不安をかきたてることにもなると考えられ、実効的ではないのではないか。従って、同ページ6行目の「と放送を行わないこと」を削除していただきたい。	と考えます。しかし、緊急地震速報の提供に伴う混乱を防止するためには、「心得」の十分な周知が必要であり、気象庁が中心となり、関係機関の協力を得て周知・広報を推進していく必要があると考えます。 《意見4》について ご意見のとおり、緊急地震速報は基本的には各利用者が自覚をもって利用するものであると考えます。しかし、各施設内で緊急地震速報を受信したとき取るべき行動については、施設の状態を最も把握する施設管理者が示すことが適切であると考えます。一方、これに関する利用者の対応として、「利用者のとるべき対応行動の指針を施設利用者から入手する」と記載しているところです。 《意見5》について 施設利用者が「地震時の行動」を入手しようとした際に、容易に入手できる

No.	ご意見	対応
	《意見 7》 別紙 2－3 の 8 行目、「地震発生時に注意を要する必要性が高い場所」について、建物自体の不安ではなく、建物内の局所的な危険箇所を指すのであれば、「安定が悪く転倒する恐れのあるものの近く」などの表現を併記していただきたい。	ようにしておくことが必要であると考えます。 《意見 6》について 施設によっては、放送を行わないことが適切な場合もあると考えます。また、すべての施設に放送の義務を課すことは困難であるので、原案のとおりとします。 《意見 7》について ご意見を踏まえて、「地震により転倒するおそれのあるものの近くなど、地震発生時に注意を要する・・・」と修文しました。

No.	ご意見	対応
25	【東京都 成田国際空港航空会社運営協議会（NRTAOC）】 成田国際空港乗入れ航空会社各社のコメントを取り纏めましたので、以下の通りご連絡申し上げます。 NRTAOC コメント 英文 1. CAB/NAA in a close liaison with the relevant authorities should take primary role for this system CAB for keeping flight safety and NAA for keeping safety of passengers and staffs 2. CAB/NAA in a close liaison with the relevant authorities shall set-up practical contingency plan to minimize damage on aircrafts, facilities and Human when alerted 3. Information shall be advised to all airline in advance to same information will be informed to the public Note: At current NAA is distributing urgent and essential information related airport operation to airlines representatives through e-mail to cellular phones. And same system shall be required. コメント(日本語訳) 1. CAB/NAA が関係機関との緊密な連携を保ちつつ第一義的に対応すべき CAB は航空機運航の安全確保 NAA は施設及び人間に対する安全確保 2. 警報が発出された場合、航空機・施設・人員の安全を確保する為、CAB/NAA は関係機関	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
	との緊密な連携を保ちつつ、具体的な対応・避難計画を設定しておくべき 3. 航空会社に対して一般旅客等が知らされる以前に通知されるべき 注：現在、成田国際空港においては、運航に係わる重要かつ緊急な情報については、NAAから各社代表者にケイタイ mail にて通報する System が構築されているので、本件についても同様な対応がなされるべき。	

No.	ご意見	対応
26	【東京都 日本空港ビルデング株式会社防災保安部 企画課】 1. 震源に近く大きな被害が想定される地域は、速報受信から主要動までの時間が短く、施設利用者に周知（放送等）する時間的余裕がない。 東京湾北部地震などの直下型地震では周知することが困難である。 2. 緊急地震速報を受けてから館内の一般客や空港職員に周知するには、事前に録音したアナウンス文を自動放送で流す方法が考えられる。その放送により、火気を使用している飲食店の厨房においては直ちに火を消す等の事前対応ができる。 また、空港ターミナルにおいては、航空機以外の陸上交通機関「京急、モノレール」との統一的な対応が必要なので、自動放送の文面等については、一般客の混乱を避けるために各機関共通のものにした方が良くと思われる。「緊急地震速報」受信体制の整備が望まれる。 3. 空港ターミナルビルは耐震化されているので、直ちに避難しなければならない状況には至らないと思われるが、一般旅客等が直接「緊急地震速報」を入手した場合には、建物外の制限区域等に立ち入ったりすることが懸念され、航空機の運航に支障を及ぼすことも考えられる。 4. 緊急地震速報の利用の心得に記載されている不特定多数の者が出入りする施設における以下の対応は、現状では困難である。 「地震発生時に注意を要する必要がある場所を利用者に分かるように事前に明示しておくこと」 「放送を行わない場合には、入場時等に、地震時の行動と放送を行わないことを十分周知し	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、緊急地震速報の実用化に当たっての今後の参考とさせていただきます。 4. については、緊急地震速報の提供に伴う混乱を防止し、より有効に活用するためには、有効な措置であると考えますので、原案のままとします。

No.	ご意見	対応
	ておくこと」	

No.	ご意見	対応
27	【東京都 東京急行電鉄株式会社】 意見 当社は鉄道車両、鉄道駅など公共性の高い施設をはじめとして、駅周辺のオフィスビルや商業施設など、不特定多数のものが出入りする施設管理者の立場にあり、緊急地震速報を有効に活用して地震被害の軽減に努めることは大変重要な課題であると考えております。 鉄道車両については、地震速報を受信した際に運行を停止させるシステムの導入を検討しており、また鉄道駅を含めた鉄道施設については、地震による施設の倒壊を防ぐため耐震補強工事を進めております。このような施設管理者側のハード面の対策を含め、緊急地震速報から発信される情報を有効に機能させるためにも、この「心得」に記されている「従業員の対応マニュアルの作成」「施設利用者の対応の周知」が重要なポイントになると思います。 このうち、従業員の対応マニュアルの作成ならびに教育・訓練の実施については、施設管理者の努力により実効性を備えたものとする事が出来ます。 しかしながら、「施設利用者への対応の周知」については、施設管理者側からのリーフレット配布、放送等による周知だけでは、実際に速報が受信された際、施設利用者が瞬時に判断し、落ち着いて対応することは難しいと思われます。 「緊急地震速報」は、情報を発信してから大きなゆれが起こるまで十数秒以下の時間で対処しなければなりませんので、施設利用時に速報が受信された際、施設利用者が瞬時に判断、行動するための知識を予め持っている必要があると思います。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のとおり、緊急地震速報の広く国民への提供開始に当たっては、「心得」等の周知・広報が不可欠であると考えます。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
	従って、この「心得」に記載された速報受信時の行動指針や、リーフレットに記載された緊急地震速報システムの概要、特性ならびに限界について、いろいろな手段を講じて広く一般に周知、啓蒙していただきたいと思います。	

No.	ご意見	対応
28	【東京都 会社員】 本文 14 ページ「緊急地震速報の精度向上」の部分 意見： 報告では、南西諸島付近の地震に対する精度を上げていますが、先行運用の結果を見ると、離島周辺の地震、深い地震、及び大きい地震と重なった小地震の処理に問題があるので、そのことを入れて欲しい。 理由： 深い地震では、「異常震域」に対する処理はさほど難しいわけではないので、本運用までに対処して欲しい。1月16日の伊豆地方の地震では、震度4を報じたのは震央に近い沼津（観測は2）で、関東地方に震度3がかなり観測されました。知られている理由で速報と観測が系統的にずれる好ましくないでしょう。同じようなところで M7 程度の地震が発生すれば、社会的な影響が出るでしょう。 9月26日の伊予灘や1月13日の千島列島東方沖地震の際に、小地震処理が正常にできず、誤報が生じました。データ処理は容易でないのかもしれませんが、近い将来このようなことがなくなることを期待します。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の部分は、課題の一例を記載しているものであり、緊急地震速報の限界等については、中間報告に記載しています。 なお、本検討会は、緊急地震速報についての技術的な検討を行うところではありませんが、気象庁では、今後とも精度向上に向けた取組みを推進することとしています。

No.	ご意見	対応
29	【愛知県 会社員】 私どもが所属する部門では、緊急地震速報を基にした防災活動を早期に立ち上げるため、本年３月から緊急地震速報を試行的に導入し、緊急地震速報を地震発生時の社員の危険回避行動、被害軽減などを図ることを目的として、有効性評価と利活用方法を検討する計画があります。 現段階では、これから現実感のある周知、訓練をどのように進めて行くべきか、まとめているところであり、このような段階にある導入者が、分かりやすい事例の提示があると大変助かると思われます。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
30	【香川県 団体職員】 意見 ①一般向け緊急地震速報の放送における表現の例とても分かりやすいと思います。また、できれば4歳や5歳児でも理解できるものをお願いします。それが一番早く皆様にご理解頂けるかと思います。 ②一般向け緊急地震速報の利用の心得 (当会館の会議利用者及び館内職員への場合を考えての話です。)最終、各個人個人の判断によりますが、ある館内職員へ、その旨(簡単に)説明しましたが、その身に振りかからないと当会館の場所(四国の香川県〇〇市〇〇は、液状化現状で県内でも一番危ない場所であるが)は震度的に、余り地震は強くないという風土の固定概念の上、理解(理解しようとしない)してくれないのが、現状である。(説明不足も多々あるかと思いますが。) 色々な例を出しても、ケースバイケースとなり想像が出来かねている。やはり体験(消防、防災訓練)をさせないといけないと判断いたします。しかし、訓練しても訓練の訓練になるのが現状である。(まだ火災訓練のみです。) そこで、各事務所の職員宛へ、激務のため時間のないところ、すぐに理解できるような個々の各地域(実状にあった)に沿ったマニュアルを作成及び公表して頂きたい。(なかなか参考にできるものが少ないと判断します。) (香川県からもとても立派な資料(http://www.pref.kagawa.jp/bosai/)は出ておりますが、実状に、あわし辛い。また、地域に本当に必要な情報をピックアップするのができないのが実状。)被害状況などは理解できるが、もっと具体的にどうすればというものがあればと考	ご意見ありがとうございます。 ①について 貴重なご意見ではありますが、4歳児や5歳児が、緊急地震速報利用の趣旨を理解できるようにすることは容易ではないと考えます。今後の参考とさせていただきますが、当面は保護者等が適切に誘導して頂くようお願いします。 ②について 緊急地震速報の対応マニュアルは、各利用者で作成していただく必要がありますが、今後先行的な事例が生じれば、情報共有を図ることも必要であると考えます。 ③について 緊急地震速報については、継続的な周知・広報が必要であり、周知・広報に当たっての今後の参考にさせていただきます。

No.	ご意見	対応
	えます。 1. 地震発生 2. 緊急地震速報 3. (自分自身の) 身体を守るように保護(避難) 4. 地震の揺れを体験して揺れを過ごす 5. 揺れが収まってから、周りの者の安否及び今の現状の情報収集。 6. 管理者からの指導を仰ぎ、避難または、建物内に残るを決定。 それ以後、 ○7-1. 避難の場合、避難場所まで避難する。 ○7-1. 館内に残る場合、緊急用備蓄まで考慮する。 等々。 と、その地域地域に応じた、単純に理解できるものを作成していただければ幸いである。 緊急地震速報のみではなく、自身全体を通して理解してもらうのが理解しやすいと思います。 ③緊急地震速報の認知度の向上 予算の都合もあろうかと思いますが、単純ですが、地震に関する映画(日本沈没?)を製作して邦画としてヒット作になったことを考慮して、 また、内容は別物で、10分アニメ(ヒーロー者)を作成し、絶えず放映することにより理解度を高めてもらう。	

No.	ご意見	対応
	新聞の1面やテレビ面（5cm×5cm サイズ程度）にて絶えず、購読者の目にさらす。 周知理解して頂くまでは、絶えずPRをするべきであると考えます。	

No.	ご意見	対応
31	【東京都 会社員】 ・内陸で震源が浅い場合など、緊急地震速報が地震の揺れの前に効果的に表示されない事をもっと強調するべきだとも思います。国民に緊急地震速報は、地震の来る前に必ず伝わるという間違った認識を生じさせる事になると思います。 ・十分な周知が必要である事が不十分に感じます。利用者がとるべき行動については、もっと強調すべきだとも思います。 ・モデル実験において、成功例ばかり強調していると思います。もちろん大変有益な情報である事は理解していますが、誤報や主要動の前に効果的に表示できなかった件をはっきりと書くべきであり、この点については、別に章立てをとった方がよろしいのではないのでしょうか。また立川の災害医療センターで上手く通知できなかった点なども、あとの資料に掲載するのではなく、前文で書いた方が、緊急地震速報において何が問題なのか明確に伝える事ができるのではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の周知・広報に当たっての参考とさせていただきます。 なお、中間報告における緊急地震速報の運用状況等について公開すべきという提言を受け、気象庁では緊急地震速報が大きな揺れに間に合わなかった事例、震度等の推定誤差が大きかった事例等を含めて、運用状況等をホームページで公開しています。

No.	ご意見	対応
32	【東京都 東京商工会議所】 東京商工会議所は、自己の所有する建物において会議場・ホール等を貸し出しており、不特定多数の者が出入りする施設の管理者である。本件に関しては、東京商工会議所の会員事業者の代表としてではなく、施設管理者の立場として、特に、「緊急地震速報の利用の心得」について、次のとおり意見を申し述べる。 1. 不特定多数の者が出入りする施設での利用について ・緊急地震速報を実用化するにあたっては、その効果を高めるため、一定規模以上の施設での利用を義務付けるなど、施設ごとの周知方法の違い、または移動体通信等の利用によって、施設利用者の間で緊急地震速報の受信に差が生じることのないよう、統一的な運用が求められる。 ・施設ごとの具体的対処法は、ポスター掲示、入場券の裏面への印刷や平時の館内案内などで周知する方法も考えられるが、当該施設の利用頻度が少ない者への周知効果が望めるかどうか疑問がある。また、わずかな時間で、施設の特性を踏まえた対応をアナウンスするのは不可能であることから、施設利用者への緊急地震速報の放送は、国民に周知された統一の警報音で行なわれ、その上で、施設特性に応じた簡易な放送を流すことが重要であると思われる。 ・施設ごとに緊急地震速報の利用を任意とした場合、ホールや会議室を貸し出している施設においては、施設管理者（貸主）とイベント等主催者（借主）、イベント等参加者（利用者）の間に、緊急地震速報の取扱いについて認識に差が生じることが考えられ、そのことによって混乱が生じる恐れがあるため、イベント等主催者（借主）についても、緊急地震速報の周知の徹底を図られたい。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、施設毎に事情が異なることから、統一的な運用には限界があることをご理解下さい。また、集客施設等に対する緊急地震速報利用の義務化は現時点では困難であると考えます。 本文p 9において、「共通の報知音」の必要性を記述しています。

No.	ご意見	対応
	2. 広報・教育の必要性 ・緊急地震速報の精度・誤報の可能性、速報が出た後に必ず強い揺れがあるとは限らないことや、震源に近い場合には情報の提供が間に合わないなど、緊急地震速報の仕組みが国民に正しく理解されるよう、周知を徹底されたい。 ・緊急地震速報の統一した警報音を設定するなど、緊急地震速報が出されたことを広く国民が理解できる仕組みとするべきである。 ・施設によって対応に違いが生じないように、施設管理者に対し、施設の実態に応じた対応を促すためにも、相談・指導体制を充実されたい。	

No.	ご意見	対応
33	【宮城県 大学院教授】 「中間報告以降の進捗状況について(案)」における「1. 中間報告以降の進捗状況」、「(2) 利用者協議会」に意見差し上げます。 まず、「中間報告以降の進捗状況について(案)」の「1. 中間報告以降の進捗状況」、「(5) 試験運用の拡大」においては、小中学校での試験運用の重要性が述べられています。学校における利活用は緊急地震速報の普及の観点からきわめて影響力が大きいと思われます。 私どもは、学校における実証試験を文部科学省のリーディングプロジェクトの一環として全国ではじめて仙台市立長町小学校に導入し、また、文部科学省の防災研究成果普及事業「迫りくる宮城県沖地震に備えた地域防災情報の共有化と防災力高度化戦略」(宮城県、仙台市、東北大学共同提案)において、実証試験の拡大を行うなど普及促進の立場から活動を行なってきた参りました。 学校においては、第一段階が校内での活用、第二段階は通学路の安心・安全のための活用であると思います。 校内放送設備の有効活用、特に公立学校においては、学校による不公平がないように教育委員会単位で考える必要があり、学校群イントラネットの活用が廉価で早期普及には大切のように思います。 今後の学校への展開にあたり、ばらばらにならないように仕様標準を作成していくことはきわめて重要であると思っております。学校への普及のあるべき姿については、実証試験の経験を踏まえ、全国4箇所(東京、札幌、大阪、福岡)で開催された「学校施設づくりセミナー2006」(主催:(社)文教施設協会、後援:文部科学省)で講演を依頼され実施した経緯があります。 現在、宮城県域では、みやぎSWANを活用した県立学校103校と加盟市町村23市町村	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
	の小中学校を対象にした配信すべく、その第一段階として宮城県教育委員会のサーバを介して宮城県立仙台西高等学校への校内放送に接続した活用を実施する段階にきております。また、学校における緊急地震速報の活用は校内ばかりでなく、通学路の安心・安全のために防犯機能等との融合が考えられます。そこで、ニーズ調査を兼ねたアンケート調査を宮城県域では学校代表者向けと教職員・PTA向け、首都圏では横浜市のすべての小学校の代表者向け、および東京都の12校に教職員・PTA向けの調査を行っています。 文部科学省の事業として行なっている上記の活動につきましては、気象庁のご理解・ご協力をたまわりましたが、今後の展開におきましても、今回設立された「緊急地震速報利用者協議会」ならびに気象庁により十分理解され、ご支援・ご協力いただけるようお願い申し上げます次第です。	

No.	ご意見	対応
34	【東京都 （社）日本民営鉄道協会】 1 緊急地震速報の特徴等についての国民への周知徹底について ・緊急地震速報の本運用開始に際しては、施設管理者の対応も重要であるが、施設利用者である国民の正確な理解が最も大切であると考えてるので、技術的限界等の説明も含め、緊急地震速報について公的機関による強力な周知活動は必須である。 ・その際、駅等の多くの人が集まる場所ではどのようなことに注意すべきかについても、共通点が多いことから、一般的注意事項として周知するべきである。 ・その上で、当該集客施設に特有の対応行動について、周知すべき事項があれば、当該施設の管理者がこれを行えばよいのではないか。 ・いずれにしても、緊急地震速報について国民に正しく理解、周知されていることが施設管理者の対応の大前提であり、これがなされていない状況下での、施設管理者から施設利用者への放送等のかえってパニック等の混乱を招くことが危惧され、また、施設管理者によるポスターの掲示やリーフレット等の配布にしても、「緊急地震速報」が周知の概念として理解されないことには、すべての利用者に対応指針等を正しく理解いただくことは不可能である。 2. 緊急地震速報の二次配信について ・前述のとおり、周知活動を十分に行ったとしても利用者全員に十分な理解を得ることは不可能であり、また施設利用者個々の受け取り方も違うことから、施設管理者から施設利用者への緊急地震速報の通知（二次配信）は、パニック等を生じさせてしまう危惧がある。 ・また、二次配信の結果生じた施設利用者の行動に伴う怪我等に対する責任の所在やパニック等の混乱防止策が明示されていない中で二次配信の実施は時期尚早であると考えられる。	ご意見ありがとうございます。 1 について 今後の参考とさせていただきます。 2 について 集客施設等において、緊急地震速報の提供に伴う混乱等を防止するためには、施設利用者に対し、緊急地震速報を一切知らせないという方法も考えられますが、施設利用者がテレビ・ラジオや移動体通信などで直接情報を入手する可能性もあります。このため、むしろ積極的に知らせたほうが混乱防止に資すると考えられます。

No.	ご意見	対応
35	【神奈川県 秦野市役所防災課】 1 意見 地震速報の伝達方法は、文章（文言）だけで伝えるのではなく、警報音に一定のルールを作り、国民に教育・周知するべきと考えます。 2 警報音による周知を要望する理由 「言葉による聞き違い」で混乱が生じる可能性があるため。 また、補助機能となる同報無線を使用した場合には、言葉（文章・文言）では、さらに伝えにくくなるため。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。なお、本文p 9において、「共通の報知音」の必要性を記述しています。

No.	ご意見	対応
36	【栃木県 公務員】 1 一般向けということですが、子供からお年寄りまでを対象としたものであるなら、文末を「です・ます調」にするなど、もう少し柔らかい表現の文章とした方が良いと思います。それと、ある程度専門用語が入るのは仕方がないことですが、難しい用語，単語が見受けられる（準拠する，退避する など）ので，あらゆる世代の方に理解していただけるよう，わかりやすい表現にしたほうが良いのではないかと思います。 2 4ページの「3 屋外 【街にいるとき】」の3点目の「丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。」についてですが、「丈夫なビル」を誰がどう判断するのか疑問が残ります。 3 4ページの「4 自動車運転中」については，高速道路を運転中の場合についても何か記載が必要と考えます。	ご意見ありがとうございます。 1について 本検討会の最終報告は、基本的に気象庁へ提言するものであり、広く国民への周知・広報については、別途、リーフレットその他の資料が作成されるものであると考えています。 2について 現時点では各自が判断するしかないと考えますが、今後、容易に判断できるような仕組みが出来ることが望ましいと考えます。 3について 現在の具体的な対応行動の指針には、高速道路を運転中の場合も含んでいます。

No.	ご意見	対応
37	【岡山県 公務員】 緊急地震速報の活用方策評価への参加規約第 11 条（※）にあるような免責事項について、本運用でも盛り込まれるのであれば、誤配信についての最終的に責任をとらなければならない機関は、市町村になるかと思えるようなものと捉えられます。速報に関するメリットもあり、デメリットについても協議はなされたと思われますが、そこが配信する末端機関の一番の懸案事項となります。受信をされた住民の方の窓口は市町村にあることを念頭において頂き、この点につきまして、再度ご協議をお願いしたいと思います。 （※）事務局注 緊急地震速報の活用方策評価への参加規約（抄） 第 11 条 （免責） 気象庁は、データの正確性には万全を期すが、緊急地震速報に関して発生するあらゆる損害について一切責任を負わない。 2 気象庁は、前項に規定するもののほか、活用方策の評価の期間中に気象庁が提供するデータを全部若しくは一部利用できないことによって発生する参加機関及び第三者の損害に対し、いかなる責任も負わない。	ご意見ありがとうございます。 本運用（広く国民への緊急地震速報の提供）では、不特定多数へ緊急地震速報を提供することから、活用方策評価への参加規約第 11 条の規定は適用することは適切ではないと考えます。 緊急地震速報の本運用については、提供に伴うマイナス面を出来るだけ小さくするというのを主眼において開始することが適当であると考えており、このことを踏まえ、緊急地震速報の技術限界等について、しっかり周知・広報を進めていく必要があると考えます。

No.	ご意見	対応
38	【神奈川県 神奈川県平塚市防災安全部防災課】 ○質問：施設管理者の対応（マニュアル作成者）について、期限は設けられているのでしょうか。また、その法的根拠、指導はどの様になっているのでしょうか。 ○意見：自動車運転中の記述で「～あわててスピードを落とすことはしない」とありますが、「～しない」ではなく「～する」として、どうしたらよいかの行動に直結する心得の記述にしておかないと、読者の対応がバラバラになってしまうのではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 ○緊急地震速報に係る対応マニュアルは法令で規定されるものではありませんが、緊急地震速報を有効に活用し、地震被害を少しでも軽減するためには、各施設管理者が自主的に可能な限り速やかに作成することが望ましいと考えます。 ○ご指摘の事項については、あわててスピードを落とさないことが重要であると考えます。

No.	ご意見	対応
39	【東京都 株式会社セブン&アイ HLGS.】 1、別紙2－3 ・（1）イの2番目：利用者が、移動体通信を・・・・・・・・・・・・・混乱防止には有効である。 <u>上記、項目はカットしたほうが良い。</u> 理由：1個人が店内で、いきなり近くのお客様に知らせることは、必ずしも正しい情報とは限らず、近くのお客様がスムーズに行動出来るか疑問である。 また、仮に震度5弱との速報から、震度を体験している人と未体験の方は全く違う。 ・（放送の例）ただいま地震が発生しました（緊急地震速報が発表しました） <u>上記カット</u> 理由：非常に理解に苦しむ内容、地震も起きていないのに「地震が発生しました」と言っても地震速報を理解していない人が多い中適切な文言でない。 代替文：<u>緊急地震速報です。（2回繰り返す）間もなく震度〇程度の地震の揺れが到達します。当館は・・・</u> ・（報知音）ただいま地震が発生しました ・（報知音）地震です。 ・ <u>上記カット</u> 上記の文書（代替文）を挿入する。 ・ 文書に挿入文	ご意見ありがとうございます。 ・ ご指摘の文章については、個人が直接情報を入手する可能性があるので、施設管理者が積極的に利用者に知らせるほうが良いという趣旨です。誤解を避けるため、「・・・考慮すると、施設管理者は緊急地震速報が発信されたことを・・・」と修文しました。 ・ 当該地点が大きく揺れていなくても「地震が発生した」（震源近くでは揺れている）というのは事実です。また、情報の提供が大きな揺れに間に合わないこともあるので、原案のとおりとします。 なお、各施設における放送は施設管理者が施設の状況を踏まえ、基本的には地震発生時の心得に準じて決めるものであると考えます。

No.	ご意見	対応
	・念のため、<u>倒れ易い商品・什器、</u>吊り下げ物・・・・・・・・そばから離れて、<u>広い通路、</u> <u>広場に避難し、</u>揺れがおさまるのを・・・・・・・・ ・（２）施設利用者 ・<u>倒れ易い商品・什器、</u>吊り下がっている照明・・・・・・・・	

No.	ご意見	対応
40	【神奈川県 会社員】 ①利点 ・数秒～数十秒前とはいえ心構えができ、相応の対処に備えることができる。 （例：避難路の確保、火気使用、高所作業の中止など。） 利点は数多く挙げられる非常に有効なシステムだと思います。 すでに一部の分野で混乱無く運用されているとの事ですが、あくまでも専門的な知識、安全管理に対しての意識レベルが高い方々間（公共施設、鉄道など）での事であり、一般市民にはまだそれほど認知されておらず、毎日数万人の来館客が往来する当施設においてこのシステムの利点を最大限に有効活用させる為には、多方面からの検討と、他地区管理センターとの連携と意思の統一が不可欠です。 ②想定される問題点 ・緊急地震速報を聞いた時点で大勢の来館者がパニックに陥ってしまい、建物外へ避難しようと出口に人が殺到する。 防災訓練等により、来館者の動きを想定したシミュレーションと全地区管理センターとの合同訓練が必要。 ③〇〇での運用と運用上の課題 ・総合管理センターのみに「緊急地震速報」に必要な機器を設置したと仮定した場合、現状では各管理センターへの連絡は内線電話を使用しておりこれでは「速報」の利点を生かすことは出来ない。釦ひとつで一斉連絡が行なえる通信機器が必要。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
	・管理センターごとに対応が異なる。 ・総管理センター管轄のE Vにインターホニー斉通話にて籠内へ報知し停止させる。（現時点で「速報」の利点を生かせる唯一の受信盤の機能といえる。） ・非常放送架にてモール通行者への報知。（放送文の内容を熟考する必要がある。） 運営するにあたって各管理センターとの綿密な打ち合わせが必ず必要になる。一般の方に報知する隊員は人一倍、落ち着いて報知しないと放送を聞いた一般客がパニックに陥る可能性が高くなる。 ※一般の方への報知をしない事もいいのではと思いましたが、他の媒体にて通行客が速報を覚知した場合、館内の速報を知らない客との間に混乱が生じるおそれがあります。	

No.	ご意見	対応
41	【愛媛県 会社員】 緊急地震速報のモデル実験につきましては、平成 18 年 11 月より宮崎県を初めとしてこれまでに 4 ヶ所で実施されているようですが、東南海地震では甚大な被害が予想される都府県においては更なる充実が望まれると思われます。また、近年、テレビ、ラジオ等、マスコミ関係の地震速報はかなり発達しておりますが、県、市、町レベルの特に地区レベルでの対応がまだ不十分と思われます。震源の浅い地震では時間的に不十分ではありますが、震央が深く震源地の遠い地震に対しては、かなり有効であり、被害を軽減することができると思います。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
42	【東京都 日本チェーンストア協会】 1. 緊急地震速報の本運用開始についての意見 緊急地震速報については、”その提供が震源に近いほど主要動の到達に間に合わない可能性が高い、震度の推定精度が十分でない場合がある、などの技術的限界がある。”と本案にあり、また、現時点ではその有効性についての検証が十分とは言えず、限定的な情報公開に取り組むなど施設管理者や報道関係者、国民全体に向けて同時に情報を発信することについてはまだまだ慎重な議論が必要と考えます。 2. 「一般向け緊急地震速報の利用の心得（案）」についての意見 当協会は上記の考え方が基本と考えるが、例えば各課題に対する意見を申し上げるならば以下のとおりである。 (1) 「2. 不特定多数のものが出入りする施設（1）施設管理者 イ. 施設利用者の対応の周知 店内での掲示やリーフレットの配布など種々の方法で施設利用者に周知する」について 施設管理者による施設利用者に対する緊急地震速報の対応のための周知の掲示物やリーフレットについてはその業種・業態の事情に応じた具体的な事例を提示していただきたい。 (2) 「2. 不特定多数のものが出入りする施設（1）施設管理者 イ. 施設利用者の対応の周知 緊急地震速報が発信されたことを積極的に利用者に知らせる方が混乱防止には有効である」について 緊急地震速報を施設利用者に発信するためには業種・業態によっては常時人員を配置する必要が生じることになり、事業者にとっては負担も重いので、安価・簡便に導入で	ご意見ありがとうございます。 1 について 緊急地震速報は適切に利用することにより、国民一人ひとりが自らの身の安全を図ることが出来る情報であることから、本検討会においては、広く国民への提供に向けた課題の解決について検討を行ってきたところあり、本最終報告はその検討の成果を取りまとめたものです。 2. について (1) 具体的には、施設の状況を最も把握している施設管理者が検討すべきであると考えます。 (2) 情報伝達手段については、これまでのさまざまな仕組みが開発され、実用化されてきており、今後とも、さまざまな事業者等により、技術開発が行われるものと考えます。

No.	ご意見	対応
	きるシステム等について検討・提案いただきたい。 (3))「2. 不特定多数のものが出入りする施設(1)施設管理者 イ. 施設利用者の対応の周知 (放送の例)」について 放送の例についても、緊急地震速報発信から主要動到達までの短い時間の中で対応できる業種・業態に応じた簡単な例を提示していただきたい。	(3)業種・業態に応じた具体的な放送内容について、別紙2で示された例を参考に、施設の状況を最も把握している施設管理者が検討すべきであると考えます。

No.	ご意見	対応
43	【神奈川県 会社員】 (P 2 について) 1. 家庭 家庭では、あわてて外へ飛び出さない と書かれているが、外に出るタイミング・目安、外に出たらどの様に対処すべきか記して欲しい。 2 (1) イ. 施設が耐震化されている場合は とあるが、耐震化されている建物かどうかの判断はつき難い。判断する基準を記して欲しい。(P 4. 丈夫なビルと書かれた表現も同様) 施設利用者の周知は難しいと思う。 津波の情報は地震情報が発表されてからどの位で分かるのか。(海の近くの施設等は、地震の被害と共に津波の被害についても不安になる) (P 3 について) 「放送を行わない場合は入場時等に地震時の行動と放送を行わないことを十分周知しておくことが必要である」 とあるが”放送を行わない”ということをお客様にお伝えしておくことが本当に必要なのか疑問に思う。 放送を行わない事を強調してしまうと、お客様に不親切な印象を与えてしまったり「地震が起きても放送はしないので各自で逃げて下さい」という様なとられ方をされてしまうのではないか。 他の商業施設、百貨店などでもそういった情報を大々的に表示している所は見掛けないので「放送を行わない」ということを公表の方が不自然に見えると思う。 それよりも「この建物は耐震化されております。」や「震度〇以上の地震の場合、館内放	ご意見ありがとうございます。 揺れがおさまった段階で、必要があれば、屋外に避難すべきです。それ以降は、大地震時の心得に従うべきものであると考えます。 一般には「新しい建物」であって、「地盤が固い」場所にあるものは耐震性が高いと考えられますが、耐震性は様々な要因が関係することから、一律の基準を示すことは困難です。なお、2 (1) イは施設管理者が判断するところですので、当然耐震性の程度は認識しているものと考えます。周知は困難とのご意見ですが、緊急地震速報を有効に活用するためには、周知することが重要であると考えます。 津波については、震源の場所によるので一概には言えません。 現在、そのような周知をしているところはありますが、緊急地震速報提

No.	ご意見	対応
	送を致します」という様に「～します」という表現で公表した方が、お客様に与える印象は良く安心感を与える事ができると思う。 商業施設はオープンスペースが多く、館内通路をただ通り過ぎるだけのお客様も多い為、「放送はしない」ということを公表しても、施設に対して暗いイメージを抱かせてしまうなどデメリットの方が大きいので特に公表する必要はないように思う。 (P5について) 大地震の時の心得について 大地震1分過ぎたらまず安心 と有るが、1分後安全を確認した後まずやるべき事は何か記して欲しい。 ・地震の揺れを感じた際、開け放しにしてある窓や扉は閉めた方がいいか、それとも開けたままで良いのか。 地震の揺れ方（横揺れ・縦揺れ）どちらの場合も同じ対策（避難法）で大丈夫なのか。 地震の揺れの途中に、無理に電器の照明を付けたり、電気器具の使用をするのは危険なのか。 具体的な内容も含め、記して欲しい。 <その他> ・緊急地震速報が出た時、すばやく対応できる様、避難訓練の数を増やし、参加者全員が緊張感を持って挑む必要がある。 ・インフォメーション業務等、カウンターに座っている職員の場合、まず取るべき行動は。（カウンターの下に隠れるべきなのか。）	供に伴う混乱を避けるためには、そのような周知が重要であると考えます。 事前の周知については、各施設で判断すべき事項であると考えます。 大地震の時の心得については、本検討会の検討事項外です。 緊急地震速報を有効に利用するためには訓練が必要であると考えます。 また、カウンターにおける対応につ

No.	ご意見	対応
		いては、その施設の状況によって異なる と考えるます。

No.	ご意見	対応
44	【東京都 株式会社三菱総合研究所】 最終報告案は、緊急地震速報発生時の対応基本事項が整理されており有用な報告書であると考えますが、以下の内容の追加をご検討いただければ幸いです。 1. 家庭の項に関する意見 1) ガラス窓のそばから離れる。 2) 幼児やハンディキャップを持つ人の安全を確保する。 2. 不特定多数の者が出入りする施設の項に関する意見 (1) 施設管理者 1) 利用者のパニックや危険行動を起こさないような放送文言を事前に定め、放送者はその文言を放送するようにマニュアルに定める。 (2) 施設利用者の項に関する意見 1) エレベータを利用しない 2) 周囲の不安を煽るような不安や憶測を発言せず、施設管理者の指示に従う	ご意見ありがとうございます。 示している対応行動の指針は、特に重要なものを例示したものであり、原案のとおりとします。 なお、これはあくまで一例であり、すべてを網羅しているものではないことについて、ご理解ください。

No.	ご意見	対応
45	【愛知県 名古屋市交通局】 ・緊急地震速報がテレビ、ラジオ等の媒体で一般国民に情報提供されても、本市地下鉄駅構内では、駅長室等に受信できる設備が整備されていないので、駅職員が緊急地震速報を受信できない。 ・基本的に地下部分については、ラジオ等の電波が届かず、一般利用者が緊急地震速報を受信することは困難と考えられるが地上駅及び地下駅でも地上部に近い範囲等、電波受信が可能なエリアでは、緊急地震速報を受信できる。 ・緊急地震速報を受信できる利用者と出来ない利用者が混在し、駅職員が緊急地震速報が伝達されたことを把握できない状況下におかれると情報の混乱を生じることが懸念される。 ・一般向け緊急地震速報の心得（案）については、不特定多数の者が出入りする施設として、その心得がまとめられているが、鉄道駅の場合で、地下駅、地上駅、高架駅など駅舎の構造環境と当該建造物の被害程度に応じて、具体的な行動指針、対応マニュアル、利用者への周知内容等について、ある程度統一しないと、一般市民等への広報周知において分かり難いと思われる。 ・マスコミからの情報を独自に入手したお客様が、独自に行動したり、パニックや、列車からの飛び降りなど危険な状況も考えられるため、直接お客様に対して緊急地震情報を放送することは考えていない。 このため、地震が発生した後に避難誘導などの案内を一元的に管理して、的確に実施することが重要である。 従って、鉄道事業者としては、緊急地震情報を列車を地震の揺れが来る前に停車させることを第一に活用したい。	ご意見ありがとうございます。 駅等における具体的な対応行動の指針は、施設の状況を最も把握している施設管理者が、基本的には地震発生時の心得を参考に作成することが必要であると考えています。 また、マスコミ等からの情報を独自に入手される施設利用者が存在する可能性を考慮すると、混乱防止のためには緊急地震速報を積極的に知らせることの方が有効であると考えます。 いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。

No.	ご意見	対応
46	【和歌山県 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社】 緊急地震速報は、地震が発生してから揺れが襲来するまでの時間を活用して、地震による被害を軽減しようとする情報であり、お客様を避難箇所等まで誘導するは困難であると思われる。 しかしながら、予め、丈夫な構造物に避難することや運転開始前の列車を抑止する等の手配をとることにより被害を軽減することができると思われる。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	ご意見	対応
47	【東京都 社団法人日本民間放送連盟】 当連盟は昨年４月に、本検討会の中間報告（案）の意見募集に応じて意見を提出し、そのなかで次のとおり、基本的考え方を明らかにしています。 「政府が導入を予定している「緊急地震速報」の災害情報としての有用性は、十分認識しており、放送を通じた伝達の開始については、放送業界として前向きに検討を行っております。しかしながら、中間報告（案）に至る検討のなかで、放送を通じて不特定多数の人々に緊急地震速報を伝達した場合、どのような減災効果が、どの程度もたらされるかについて、十分な検証がなされていないと思われます。その一方で、本中間報告（案）でも指摘されているとおり、集客施設等で緊急地震速報が伝えられた場合、パニックを生じて、かえって被害を拡大するおそれもあります。不特定多数への情報提供を開始するためには、こうしたメリット・デメリットの冷静な比較検証が不可欠です。さらに緊急地震速報が伝達されて、有用性を発揮するためには、情報を受け取る側が情報の特性や限界等を十分理解し、受容後に適切な行動をとる必要があります」 この基本的な考え方は、現在も変わっていません。この考えを前提に、今回の意見募集に対して、下記のとおり、意見を申し述べます。 記 １．周知・広報活動について 不特定多数に情報を伝えるという放送媒体の性格上、緊急地震速報を実施するためには、その性格と、受け取った際の「心得」を一般市民が十分理解していることが肝要である。「中間報告以降の進捗状況について（案）」（以下、「報告案」）にもあるとおり、こうした「心得」	ご意見ありがとうございます。 １．について 「気象庁は関係機関・団体に協力を働きかけるとともに、利用者協議会の協力も得て、積極的な広報活動を進めることが必要である」と記載しているところであり、関係省庁の協力を得て広報に取り組むということについては既に記載されていると考えますが、ご意見の趣旨を踏まえ、「むすび」に、「上に述べたように緊急地震速報は、最終的には国民一人ひとりが自覚を持って適切な活用に努めることが不可欠という特性を持った情報である。このため、このような特性を持った情報であることを国民に十分認識してもらうことが必要であり、また、このような認識を持つことが情報の提供に伴う無用の混乱を防止することにつながると考えられる。このような観点からも、政府が一体となって、広く国民への提供開始前はもとより、開始後も継続的に緊急

No.	ご意見	対応
	の周知が行き届かない状況で放送された場合、無用な混乱や二次的な事故を引き起こしかねない。 「心得」の周知・広報が行き届かずに、混乱や事故が発生することが明らかに予見される社会的状況であれば、放送事業者としては緊急地震速報の放送を開始することはできない。このように周知・広報活動がきわめて重要であるにもかかわらず、「報告案」(p.11)のなかでは、「気象庁は（中略）積極的な広報活動を進めることが必要である」と書かれているのみである。 したがって、「最終報告」には、①政府全体で一体的な広報活動を展開すべきこと、また、②具体的な広報スケジュールを早期に確定して明確にすべきこと――を書き込むべきである。 2. 一般向け情報提供開始時期の判断について 「報告案」(p.12)では、一般向けの情報提供の開始時期について、最終報告後6ヵ月程度の期間を置いた後としているが、既に述べたとおり、一般市民への周知度を見極めたうえで、開始の判断をする必要がある。当連盟会員社の中には、最終報告から6ヵ月後の開始を時期尚早とする意見が強くある。緊急地震速報の認知度については、当連盟としても独自に調査を実施する予定だが、政府も自らの責任で調査を行うべきだと考える。 また、どの程度の「心得」の周知度があれば、一般向け情報提供による減災というメリットが、情報提供による二次被害発生というデメリットを上回ると考えるのか。政府の判断基準を明確に示すことを強く要望する。 こうしたことを踏まえて、緊急地震速報を実際に運用する関係者が集まっている本検討会を継続設置し、一般向け情報提供の開始前に一般市民への周知度やモデル実験の成果を評価する機会を設けることが不可欠であり、そのうえで提供開始時期を最終的に決定すべきであ	地震速報の特性や利用方法について、周知・広報を推進していくことが重要である。」を追記します。 なお、周知のための期間として、6ヶ月では短すぎるとは考えていません。 2. について 政府としても認知度の調査は必要であると考えます。 しかし、どの程度の認知度であれば混乱が発生しないのか等の基準の策定は困難であると考えます。 また、提供開始に係る最終判断は、本検討会が行うのではなく、気象庁が責任を持って行うべきものであると考えます。 3. について 緊急地震速報の本運用開始後は、ラジオで放送されなくても、移動体通信等で情報を入手するドライバーも存在すると考えられます。このため、自動車運転中の心得については、情報を入

No.	ご意見	対応
	る。 3. ラジオによる緊急地震速報の伝達にかかわる問題について テレビによる伝達については、放送に向けた課題の検討がある程度進捗しているが、ラジオによる伝達については、「報告案」(p.7-8)にも記述があるとおおり、放送表現などを含めて、未確定の部分が多い。 音声媒体であるラジオの場合、通常の番組を中断して速報することになり、こうした放送が聴取者に与えるインパクトは大きなものにならざるを得ない。さらに、ラジオの場合、カーラジオによる聴取が想定される。 「報告案」の参考資料8で、ドライビングシミュレータを用いた走行実験の結果が紹介されているが、前方車のみに警報を流した実験では2割が追突事故を起こしている。放送事業者としてこのデータは無視できない。高速道路走行中にラジオを聴取している人の比率はかなり高く、そのうち僅か数名のドライバーが緊急地震速報に驚き急ブレーキをかけた場合でも、大きな死傷事故が発生しうる。テレビなどの他媒体での伝達に比べて、ラジオは情報による二次被害の発生を、より心配しなくてはならない。 気象庁は「中間報告」で、一般向けの緊急地震速報の発信基準を、推定震度5弱以上としている。しかし、このようなラジオ特有の問題を考慮に入れた場合、死者の発生がほとんど想定されない推定震度5弱の地震についても、ラジオで緊急地震速報を放送すべきなのかどうか、更なる検討が必要である。また、民放ラジオとNHKラジオで、緊急地震速報を放送するための推定震度の基準が異なることは避けるべきである。 政府の責任において、NHK、民放、関係省庁、有識者が協議する機関を設置して、ラジオ特有の問題について検討を行うべきだと考える。	手する人としめない人が混在することを前提とする必要があります。現在の心得は、そのような観点で作成したものであり、事故を起こさないためには、この心得を十分周知する以外の方法はないと考えています。 一方、ラジオ放送については、引き続き検討すべき特有の課題もあることから、ご意見を踏まえ、「・・・例えば報知音の統一が図れないかなどの検討が関係者の間で進められており、これらラジオ特有の問題について、情報を発表する気象庁とともに、引き続き検討を進める必要がある。なお、NHKは・・・」と修文します。 4. について 名前を聞いたことがあると答えた方の中にも、緊急地震速報とはどのようなものかある程度ご存知の方も含まれており、認知度が徐々に上がってきているということには事実であると考え

No.	ご意見	対応
	4. その他の意見 「報告案」(p.4)に、「緊急地震速報の認知度が徐々に上がってきている」との記述があるが、これは緊急地震速報の名称を聞いたことがあるという程度の認知度に関するもので、不適切な表現である。一般市民への周知が全く不十分という現状認識に変更されるべきである。 また、「報告案」(p.16)では、「国民の一人、一人が責任者になって」との記述があるが、情報発信者である政府の責任が第一義であることをあわせて明記すべきである。	ます。 後段のご意見につきましては、ご意見の趣旨を踏まえ、「むすび」に、「上に述べたように緊急地震速報は、最終的には国民一人ひとりが自覚を持って適切な活用に努めることが不可欠という特性を持った情報である。このため、このような特性を持った情報であることを国民に十分認識してもらうことが必要であり、また、このような認識を持つことが情報の提供に伴う無用の混乱を防止することにつながると考えられる。このような観点からも、政府が一体となって、広く国民への提供開始前はもとより、開始後も継続的に緊急地震速報の特性や利用方法について、周知・広報を推進していくことが重要である。」を追記します。